

# 教育職員免許状の資格取得に必要な科目の履修方法

大学卒業後、小学校、中学校、高等学校等の教育職員になろうとする者は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）に定める教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しなければなりません。

本学では免許状取得の所要資格を得るための課程として教職課程を設けています。教職課程を履修しようとする者は、免許法に定められた所定の単位（最低修得単位数）を修得しなければなりません。

なお、教職課程認定を受けていない教育組織に所属する者は、教育実習、教職実践演習、介護等体験に参加することができません。

また、平成31（2019）年度入学者から教育職員免許法及び同施行規則の改正による新課程の適用となります。平成30年度以前入学者は引き続き旧課程が適用となりますが、卒業までに免許状取得要件が整わなかった場合は、新課程が適用されます。

## 1 各学群で取得できる免許状の種類及び教科

学 群	学 類	免許状の種類及び教科		
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種	その他
人文・文化学群	人文学類	国 語 社 会  英 語 ※1ドイツ語 ※1フランス語 ※1中国語	国 語 地 理 歴 史 公 民 英 語 ※1ドイツ語 ※1フランス語 ※1中国語	
	比較文化学類	国 語 社 会  英 語 ※1ドイツ語 ※1フランス語 ※1中国語	国 語 地 理 歴 史 公 民 英 語 ※1ドイツ語 ※1フランス語 ※1中国語	
	日本語・日本化学類	国 語 ※2社 会	国 語 ※2地 理 歴 史	
社会・国際学群	社会学類	※2社 会	公 民	
	国際総合学類	※1社 会  英 語	※1公 民 ※1情 報 英 語	
人間学群	教育学類	社 会	地 理 歴 史 公 民	小学校教諭一種
	心理学類		公 民	
	障害科学類		福 祉	特別支援学校教諭一種 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者 " ) (知的障害者 " ) (肢体不自由者 " ) (病弱者 " )
生命環境学群	生物学類	理 科	理 科	
	生物資源学類	※2社 会 科 理 技 術	※2公 民 科 理 農 業	
	地球学類	※2社 会 理 科	地 理 歴 史 理 科	
理工学群	数学類	数 学	数 学 情 報	
	物理学類	数 学 理 科	数 学 理 科	
	化学類	理 科	理 科	
	応用理工学類	数 学 理 科	数 学 理 科 ※1工 業	

理工学群	工学システム学類	数 理 学 科	数 理 学 科 情 工	業	
	社会工学類	※2社 会 ※2数 学	※2公 民 ※2数 学 ※2情 報	報	
情報学群	情報科学類	数 学	数 学 情 報	学 報	
	情報メディア創成学類	数 学	数 学 情 報	学 報	
	知識情報・図書館学類	社 会 数 学	公 民 数 学 情 報	学 報	
医学群	看護学類				養護教諭一種
体育専門学群		保 健 体 育	保 健 体 育		
芸術専門学群		美 術	美 術 工 芸 書 道		

- (備考) 1 ※1の付された教科は、平成30年度入学者まで取得可能です。  
 2 ※2の付された教科は、平成29年度入学者まで取得可能です。  
 3 上記以外に当該教科に係る教職課程として履修すべき科目を履修して要件を満たした場合には、中学校教諭一種及び高等学校教諭一種等の免許状を取得することも可能です。

## 2 教職課程の構成と履修方法

### 【平成30年度以前入学者対象】

#### ● 所要資格と最低修得単位数

免許状を取得しようとする者は、基礎資格として学士の学位（卒業）を有し、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」及び「その他の科目」等について、下表のとおり免許状の種類に応じた所定の単位を修得しなければなりません。

また、小学校、中学校教諭の免許状を取得する場合は、「介護等体験」が必要となります。介護等体験の詳細については、履修要覧を参照してください。

#### □ 主な免許状の種類及び所要資格等

免許状の種類		基礎資格	本学における最低修得単位数				
			① 教職に関する科目	② 教科に関する科目	③ 教科又は教職に関する科目	④ その他の科目	⑤ 特別支援教育に関する科目
小学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	46	9	10	12.5	—
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	31	20	8	10	—
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	26	20	16	10	—
養護教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	24	28	7	10	—
特別支援学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状を有すること	—	—	—	—	26

- (注) 1 この表に示す最低修得単位数は、免許法に定める単位数を基に本学が定めた単位数を示す。  
 2 技術の中学校教諭を取得しようとする者は、「教職に関する科目」については33単位修得する必要がある。  
 3 国語の高等学校教諭を取得しようとする者は、「教職に関する科目」については27単位修得する必要がある。  
 4 外国語の高等学校教諭を取得しようとする者は、「教職に関する科目」については28単位修得する必要がある。  
 5 養護教諭一種免許状については、「教科」を「養護」と読み替える。  
 平成23年度以前入学者については、養護教諭の「教職に関する科目」は25単位とする。  
 6 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、「特別支援教育に関する科目」を26単位以上修得することで、2つ以上の特別支援教育領域の免許状が取得可能です。また、38単位以上修得することで5つの特別支援教育領域の免許状が取得可能です。(特別支援教育領域とは、視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱の5つの領域です。)

● 「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」及び「その他の科目」の履修方法

① 教職に関する科目（中学校教諭一種、高等学校教諭一種、養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「教職に関する科目」を修得しなければなりません。免許法に基づき、本学が定めた単位数は以下のとおりです。

中学校教諭一種免許状 31単位 [ただし、技術の中学校教諭の免許状を取得する場合は33単位]

高等学校教諭一種免許状 26単位 [ただし、国語の高等学校教諭の免許状を取得する場合は27単位、

外国語の高等学校教諭の免許状を取得する場合は28単位]

教職に関する科目及び最低修得単位数（中学校教諭一種、高等学校教諭一種）

区分	免許法に規定する科目				本学における開設授業科目				
	教職に関する科目		単位数		授業科目	開設単位数	必修単位数		履修年次
			中学校	高等学校			中学校	高等学校	
必修科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	教職論Ⅰ・Ⅱ もしくは教職論	2	2	2	1年次
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	6	教育基礎学Ⅰ	1	3	3	2年次
					教育基礎学Ⅱ	1			
		教育基礎学Ⅲ	1						
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）				教育基礎論(注1)	2		1年次
						学校の経営・制度・社会(注1)	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・各教科の指導法	12 (注2)	6 (注3)	教育内容・方法論Ⅰ	1	1	1	3年次
					教育内容・方法論Ⅱ	1	1		
					障害児指導法	1	1	1	
					道徳教育Ⅰ	1	2		2年次
道徳教育Ⅱ					1				
特別活動	1	1	1	2年次					
教科指導法 (対応科目は別表参照)				6 (注4)	4 (注5)	別表参照			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	4	生徒指導・教育相談Ⅰ (注10)	1	3	3	3年次	
				生徒指導・教育相談Ⅱ (注10)	1				
				生徒指導・教育相談Ⅲ (注10)	1				
進路指導	1	1	1	3年次					
教育実習		5	3 (注6)	教育実習	5	5	5	4年次	
教職実践演習		2	2	教職実践演習(中・高)	2	2	2	4年次	
合計			31 (注7)	23 (注8)	合計		31	26	

- (注) 1. 教育基礎論及び学校の経営・制度・社会を、教職に関する科目に併用できるのは、人間学群の学生に限る。平成23年度までに、教育学Ⅰ・Ⅱを履修済みの人間学群教育学類の学生は、当該科目を履修する必要はない。
2. 中学校教諭に必要な「教育課程及び指導法に関する科目」の修得単位数で、技術を取得する場合は14単位とする。
3. 高等学校教諭に必要な「教育課程及び指導法に関する科目」の修得単位数は、7単位とする。ただし、国語の高等学校教諭を取得する場合は8単位、外国語の高等学校教諭を取得する場合は9単位とする。
4. 中学校教諭に係る技術の「教科指導法」は8単位とする。
5. 高等学校教諭に係る国語の「教科指導法」は5単位、外国語の「教科指導法」は6単位とする。
6. 高等学校教諭に必要な「教育実習」の修得単位数は、本学では5単位とする。
7. 中学校教諭に必要な「教職に関する科目」の修得単位数で、技術の中学校教諭を取得する場合は、本学では33単位とする。
8. 高等学校教諭に必要な「教職に関する科目」の修得単位数は、本学では26単位とする。ただし、国語の高等学校教諭を取得する場合は27単位、外国語の高等学校教諭を取得する場合は28単位とする。
9. 教育心理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、平成25年度からそれまでの教育心理学を分割したものであり、教育心理学(3単位)をすでに修得した者は、履修する必要はない。
10. 生徒指導・教育相談Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、平成25年度からそれまでの生徒指導・教育相談を分割したものであり、生徒指導・教育相談(3単位)をすでに修得した者は、履修する必要はない。

教職に関する科目及び最低修得単位数（養護教諭一種）

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
	教職に関する科目		単位数 養護教諭	授業科目	開設 単位数	必修単位数 養護教諭	履修 年次
必修科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論Ⅰ・Ⅱ もしくは教職論	2	2	1年次
	教育の基礎に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項	4	教育基礎学Ⅰ 教育基礎学Ⅱ 教育基礎学Ⅲ	1 1 1	3	2年次
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		教育心理学	2		
	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育内容・方法論Ⅰ	1	1	3年次
				教育内容・方法論Ⅱ	1	1	
		障害児指導法		1	1		
		道徳及び特別活動に関する内容		道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	1 1	2	2年次
	特別活動		1	1	2年次		
生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	生徒指導・教育相談Ⅰ (注3)	1	3	3年次	
			生徒指導・教育相談Ⅱ (注3)	1			
生徒指導・教育相談Ⅲ (注3)	1						
教育相談	1	1	2年次				
養護実習		5	養護実習	5 (注2)	5 (注2)	4年次	
教職実践演習		2	教職実践演習(養護教諭)	2	2	4年次	
合計			21(注1)	合計		24	

- (注) 1. 養護教諭普通免許状取得に必要な「教職に関する科目」の修得単位数は、本学では24単位とする。  
 2. 平成23年度入学者の養護実習の単位は6単位、必要単位数は25単位とする。  
 3. 生徒指導・教育相談Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、平成25年度からそれまでの生徒指導・教育相談を分割したものであり、生徒指導・教育相談(3単位)をすでに修得した者は、履修する必要はない。

□ 各教科の指導法の履修方法（中学校教諭，高等学校教諭）

- 教科の指導法（中学校6単位，高等学校4単位）は、取得を希望する免許状教科の指導法を、学校種ごとに指定する科目・必要単位数に基づき、履修すること。（2教科の免許を取得しようとする者は、当該教科の指導法に関する科目を2科目（中学校12単位，高等学校8単位）履修すること。）
- 技術の中学校教諭普通免許状に係る教科の指導法の修得単位は、本学では8単位とする。
- 国語の高等学校教諭普通免許状に係る教科の指導法の修得単位は、本学では5単位とする。
- 外国語の高等学校教諭普通免許状に係る教科の指導法の修得単位は、本学では6単位とする。
- 社会、地理歴史、公民の免許を取得しようとする場合、当該教科の指導法以外に修得した指導法（社会、地理歴史、公民の指導法に限る）の単位は、当該教科の教科又は教職に関する科目の単位として数えることができる。
- ※の科目は、当該教科の指導法の選択科目である。当該科目の履修により修得した単位は、教科又は教職に関する科目の単位として数えることができる。
- 保健体育科指導法の\*印の科目は、中学校教諭普通免許状に係る「教科の指導法」として必修とする科目であり、高等学校教諭普通免許状に係る「教科又は教職科目に関する科目（保健体育）」として必修とする科目である。
- 教科・科目によっては、年度によって履修年次が変更になる場合があるので、掲示等により確認すること。

「教科の指導法」一覧

免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
免許教科	教科の指導法に関する科目	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		履修年次
				中学校	高等学校	
国語	国語科の指導法	国語科教育概説Ⅰ・Ⅱ	3	3	3	3
		国語科教育研究法Ⅰ・Ⅱ	3	3		3
		国語科教材研究	2		2	3
社会	社会科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ	3	3		3
		中等社会・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ	3			3
		社会科地理指導法	1	1		3
		社会科歴史指導法	1	1		3
		社会科公民指導法	1	1		3
地理歴史	地理歴史科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ	3		3	3
		地理歴史科（地理）指導法	1		1	3
		地理歴史科（歴史）指導法	1			3
公民	公民科の指導法	中等社会・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ	3		3	3
		公民科（政治経済）指導法	1		1	3
		公民科（倫理）指導法	1			3
数学	数学科の指導法	数学科教育概論Ⅰ・Ⅱ	3	3	3	3
		数学教育内容論	1	1	1	3
		数学授業研究	1	1		3
		数学科指導法	1	1		3
		※数学教育論（教育学類開設）	2			3～4
		※数学教育論演習（教育学類開設）	1			3～4
理科	理科の指導法	理科教育概論ⅠA・ⅠB	2	2	2	2～3
		理科教育概論ⅡA・ⅡB	2			2～3
		中等理科教育論Ⅰ	2	2	2	3
		中等理科教育論Ⅱ	2			3
		中学校理科教育論	1	1		3
		中学校理科教育実践論Ⅰ	1	1		3
		中学校理科教育実践論Ⅱ	1			3
美術	美術科の指導法	美術科教育法概論Ⅰ	1	1	1	2～3
		美術科教育法概論Ⅱ	1	1	1	2～3
		美術科指導法Ⅰ	1	1	2	2～3
		美術科指導法Ⅱ	1	1		2～3
		美術科指導法演習Ⅰ	1	1		2～3
		美術科指導法演習Ⅱ	1	1		2～3
		※造形教育論A-1～2（芸術専門学群開設）	2			3～4
		※造形教育論B-1～2（芸術専門学群開設）	2			3～4
工芸	工芸科の指導法	工芸科教育法概論Ⅰ	1		1	2～3
		工芸科教育法概論Ⅱ	1		1	2～3

免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
免許教科	教科の指導法に関する科目	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		履修年次
				中学校	高等学校	
工 芸	工芸科の指導法	工芸科指導法	1		1	2～3
		工芸科指導法演習	1		1	2～3
書 道	書道科の指導法	書道科教育法Ⅰ	1.5		3	3
		書道科教育法Ⅱ	1.5			3
		書道科教育法特講	1		1	3
保 健 体 育	保健体育科の指導法	保健体育科教育法概論Ⅰ	1	1	1	3
		保健体育科教育法概論Ⅱ	1	1	1	3
		保健体育科教育法概論Ⅲ	1	1	1	3
		保健体育科(体力づくり運動)指導法(体育専門学群開設)	1	1	1	1
		* 体育授業理論・実習Ⅰ	1	1		3
		体育授業理論・実習Ⅱ	1	1		3
		体育授業理論・実習Ⅲ	1			3
		保健授業理論・実習	1			3
		体育理論の授業づくり	1			3
		アダプテッド 体育授業理論・実習	1			3
技 術	技術科の指導法	技術科教育法概論	2	2		3
		技術科指導法Ⅰ	3	3		3
		技術科指導法Ⅱ	3	3		3
情 報	情報科の指導法	情報科指導法Ⅰ	2		2	3
		情報科指導法Ⅱ	2		2	3
農 業	農業科の指導法	農業科教育法概論	2		2	3
		農業科指導法	2		2	3
工 業	工業科の指導法	工業科指導法	4		4	3
福 祉	福祉科の指導法	福祉科指導法Ⅰ	3		3	3
		福祉科指導法Ⅱ	1		1	3
英 語	英語科の指導法	英語科教育概説Ⅰ	3	3	3	2
		英語科教育概説Ⅱ	3			2
		英語科教育法Ⅰ・Ⅱ	3	3	3	3
ド イ ツ 語	ドイツ語科の指導法	ドイツ語教育概説	3	3	3	2
		ドイツ語科教育法	3	3	3	3
		※ドイツ語指導論	2			3～4
フ ラ ンス 語	フランス語科の指導法	フランス語教育概説	3	3	3	2
		フランス語科教育法	3	3	3	3
		※フランス語指導論	2			3～4
中 国 語	中国語科の指導法	中国語教育概説	3	3	3	2
		中国語科教育法	3	3	3	3
		※中国語指導論	2			3～4

② 教科に関する科目（中学校教諭一種，高等学校教諭一種）  
養護に関する科目（養護教諭一種）

「教科に関する科目」とは、免許状の教科に関連した科目をいいます。それぞれの履修科目は、取得しようとする教科により異なります。教科ごとの履修方法は、IV「教科に関する科目に対応する開設授業科目一覧」を参照の上、中学校教諭一種又は高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、当該教科の免許法に規定する「教科に関する科目」を20単位以上修得しなければなりません。

また、養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、IV「教科に関する科目に対応する開設授業科目一覧」の看護学類の項を参照の上、養護に関する科目を28単位以上修得しなければなりません。

□「教科に関する科目」履修上の注意事項

1. 各教科内で中学校と高等学校の「教科に関する科目」が同一の場合は併用できる。
2. 基礎科目（共通科目）の第1外国語，関連科目の第2外国語は，英語等の教科に関する科目とすることはできない。
3. すべての教科において，卒業論文，卒業研究，同演習は，教科に関する科目とすることはできない。
4. 同名の科目は，同一免許教科において2以上の科目に数えることはできない。
5. 所属学群・学類で取得できる免許状の教科に関する科目は，当該学群・学類の「教科に関する科目に対応する開設授業科目一覧」から履修することを原則とする。

また、所属学群・学類で取得できない免許状の種類・教科（養護教諭を除く）の取得を希望する者は、できるだけ当該免許状が取得できる学群・学類の1つから履修することとする。

③ 教科又は教職に関する科目（中学校教諭一種，高等学校教諭一種）  
養護又は教職に関する科目（養護教諭一種）

□「教科又は教職に関する科目」（中学校教諭一種・高等学校教諭一種）について

中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は8単位，高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は16単位を修得しなければなりません。修得方法は，次のとおりです。

- (1)「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」で修得した単位のうち，それぞれの科目の最低修得単位数を超えて修得した単位を充てる。ただし，教職に関する科目は他教科の教科指導法を除く。
- (2)本学で「教科又は教職に関する科目」として指定した授業科目を履修する。

「教科又は教職に関する科目」及び最低修得単位数

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「教科又は教職に関する科目」	中学校 8	〔教科又は教職に関する科目〕 介護等体験の意義  〔教育学類の専門科目〕 環境教育論，学校論，生涯学習論， ※社会認識教育論（社会，公民）， ※言語と教育（国語）， ※児童文学論（国語）， ※科学教育論（理科）  〔障害科学類の専門科目〕 学習障害概論  〔体育専門学群の専門科目〕 ※保健体育教師論（保健体育） ※スポーツ教育論（保健体育） ※体育のマネジメント（保健体育） ※学校球技指導論（保健体育） ※学校武道指導論（保健体育） ※体育指導のバイオメクス（保健体育） ※保健科内容論（保健体育） ※アダプテッド・スポーツ教育（保健体育） ※指導者のためのスポーツ生化学（保健体育） ※保健体育科教員養成演習（保健体育） ※運動部活動の指導と経営（保健体育） ※体育授業観察・分析法演習（保健体育）	中学校 8	共通使用可 （※印の科目を除く）
	高等学校 16	〔芸術専門学群の専門基礎科目〕 ※造形教育論A-1～2（美術） ※造形教育論B-1～2（美術）  〔知識情報・図書館学類の専門科目〕 学校図書館論， 学校図書館メディアの構成， 学習指導と学校図書館， 読書と豊かな人間性， 情報メディアの活用	高等学校 16	
		最低修得単位を超えて履修した「教職に関する科目」（他教科（一部を除く）の教科指導法を除く）		
		最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」		共通使用不可

(注) ※印の科目は，（ ）の教科の免許状を取得する場合にのみ適用する。



□「養護又は教職に関する科目」(養護教諭一種)について

養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、7単位を修得しなければなりません。修得方法は、次のとおりです。

- (1)「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」で修得した単位のうち、それぞれの科目の最低修得単位数を超えて修得した単位を充てる。
- (2)本学で「養護又は教職に関する科目」として指定した授業科目を履修する。

「養護又は教職に関する科目」及び最低修得単位数

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「養護又は教職に関する科目」	7	〔看護学類の専門科目〕 小児看護学概論, 子どもの健康と障害, 小児看護学演習, 看護生命倫理, 家族看護論, 研究方法概論, 医療チーム連携演習	7	/
		最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教職に関する科目」		

④ その他の科目（中学校教諭一種，高等学校教諭一種、養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく，免許状を取得しようとする者は，免許法に規定する「その他の科目」〔8単位（本学においては10単位）〕を修得しなければなりません。これについて，本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

「その他の科目」及び最低修得単位数

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設学類等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
		社会学類 国際総合学類	憲法 I	
体育	2	基礎科目（体育）	体 育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・朝鮮語・アラビア語）	2
情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報（講義・実習）	2
		情報メディア創成学類	コンピュータリテラシ コンピュータリテラシ実習	
		知識情報・図書館学類	情報基礎 情報基礎実習	
哲学 倫理学 宗教学 } に関する科目	—	全学群対象	哲学通論A I～D II 哲学通論A I, B I, C I, D Iは同一科目 哲学通論A II, B II, C II, D IIは同一科目	2
		人文学類	哲学（専門基礎科目，哲学，倫理学，宗教学）で開設する科目	
		比較文化学類	教科に関する科目の「哲学，倫理学，宗教学」に指定されている科目	
		知識情報・図書館学類	哲学	
計	8			10

- （注） 1. 「哲学，倫理学，宗教学」に関する科目は，本学において免許状を取得する場合に，修得することを必要としている科目である。  
 2. 「哲学，倫理学，宗教学」に関する科目は，中学校一種（社会）又は高等学校一種（公民）の「教科に関する科目」と併用することができる。  
 3. 憲法 I を「日本国憲法」（2単位）として数えた場合，「教科に関する科目」（社会等）に併用することはできない。  
 4. 体育専門学群の学生については，体育専門学群開設「実技理論・実習 I」を「体育」（2単位）として履修すること。ただし，保健体育の「教科に関する科目」に併用することはできない。  
 5. 「情報機器の操作」に関する科目のうち，情報（講義・実習）は，平成24年度までの情報処理（講義・実習）と同科目である。

⑤ 教職に関する科目，教科に関する科目，教科又は教職に関する科目，その他の科目

(小学校教諭一種免許状 (人間学群教育学類))

小学校教諭一種免許状の取得に必要な本学で定める授業科目及び単位数(教職に関する科目，教科に関する科目，教科又は教職に関する科目，その他の科目)は下表のとおりです。なお，これらの科目に加え，教育学類が1年次の学生を対象に行なうガイダンスを必ず受ける必要があります。ガイダンスの時期，方法などについては，教育学類が別途掲示します。

教職に関する科目

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目			
	教職に関する科目	最低修得単位数	授業科目	開設単位数(必修単位数)	履修年次	
必修科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修，服務及び身分保障等を含む) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2	1年次
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育基礎論	2	1年次
		・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む)		教育心理学	3	1年次
		・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項		学校の経営・制度・社会	2	1年次
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	2 2	教育課程論	2	2年次
		・各教科の指導法		初等教科教育法(国語)	2	2年次
				初等教科教育法(社会)	2	2年次
				初等教科教育法(算数)	2	3年次
				初等教科教育法(理科)	2	3年次
				初等教科教育法(生活)	2	2年次
				初等教科教育法(音楽)	2	2年次
				初等教科教育法(図画工作)	2	2年次
	初等教科教育法(家庭)	2	2年次			
初等教科教育法(体育)	2	2年次				
・道徳の指導法	初等道徳教育論	2	2年次			
・特別活動の指導法	初等特別活動論	2	3年次			
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	学習指導論	2	2年次			
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒・進路指導論	2	3年次	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談論	2	3年次	
教育実習		5	教育実習	5	3年次	
教職実践演習		2	教職実践演習(小)	2	4年次	
合計		4 1 (注)	合計	4 6		

(注) 小学校教諭普通免許状取得に必要な「教職に関する科目」の修得単位数は，本学では4 6単位とする。

## 教科に関する科目

免許法に規定する科目		本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開設 単位数	備考
教科に関する科目	最低修得単位数			
国語（書写を含む）	8 単位以上	◎初等国語（人間学群教育学類開設）	1	
社会		◎初等社会（同）	1	
算数		◎初等算数（同）	1	
理科		◎初等理科（同）	1	
生活		◎初等生活（同）	1	
音楽		◎初等音楽（同）	1	
図画工作		◎初等図画工作（同）	1	
家庭		◎初等家庭（同）	1	
体育		◎初等体育（同）	1	
合計			9	

備考：1 本学における開設授業科目の◎を付しているものは、免許取得の際の必修科目を表す。

2 小学校教諭普通免許状取得に必要な「教科に関する科目」の修得単位数は、本学では9単位とする。

## 教科又は教職に関する科目

免許法に規定する科目		本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開設 単位数	備考
教科又は教職に関する科目	最低修得単位数			
教科又は教職に関する科目	10単位以上	◎初等外国語活動（人間学群教育学類開設）	1	
		児童文学論（同）	2	
		数学教育論（同）	2	
		科学教育論（同）	2	
		教育臨床学（同）	2	
		カリキュラム開発演習（同）	2	
		環境教育論（同）	2	

備考：本学における開設授業科目の◎を付しているものは、免許取得の際の必修科目を表す。

## 履修方法

教職に関する科目及び教科に関する科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数、教科又は教職に関する科目の必修科目の修得単位数、教科又は教職に関する科目の必修科目以外の修得単位数を合わせて10単位以上修得すること。

その他の科目（小学校教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」〔8単位（本学においては12.5単位）〕を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

「その他の科目」及び最低修得単位数

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設区分等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
体育	2	基礎科目（体育）	基礎体育 応用体育 器械運動、剣道、ゴルフ、シューティングスポーツ、柔道、ジョグ&ウォーク、水泳、ダンス、ニュースポーツ、バスケットボール、ハンドボール、フィットネストレーニング、ボディ・ワーク、野外運動、トリム運動	1 1
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	英語基礎、異文化と英語、総合英語	4.5
情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報（講義）（実習）	2
哲学 倫理学 宗教学	—	全学群対象 人文学類	哲学通論AⅠ～DⅡ 〔哲学通論AⅠ, BⅠ, CⅠ, DⅠは同一科目〕 〔哲学通論AⅡ, BⅡ, CⅡ, DⅡは同一科目〕 哲学（専門基礎科目、哲学、倫理学、宗教学）で開設する科目	2
計	8			12.5

（注）1. 「哲学、倫理学、宗教学」に関する科目は、本学において免許状を取得する場合に、修得することを必要としている科目である。

【平成31年度入学者対象】

● 所要資格と最低修得単位数

免許状を取得しようとする者は、基礎資格として学士の学位（卒業）を有し、下表のとおり免許状の種類に応じた所定の単位を修得しなければなりません。

また、小学校、中学校教諭の免許状を取得する場合は、「介護等体験」が必要となります。介護等体験の詳細については、履修要覧を参照してください。

□ 主な免許状の種類及び所要資格等

免許状の種類		小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	養護教諭	特別支援学校教諭
		一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状
必要資格・単位数						
基礎資格		学士の学位を有すること				学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状を有すること
本学における最低修得単位数	①教科及び教科の指導法に関する科目	30	28	24	28	—
	②教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	—
	③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	8	8	—
	④教育実践に関する科目	7	7	7	7	—
	⑤大学が独自に設定する科目	2	4	12	7	—
	⑥その他の科目	8	8	8	8	—
	⑦特別支援教育に関する科目	—	—	—	—	26

- (注) 1 この表に示す最低修得単位数は、免許法に定める単位数を基に本学が定めた単位数を示す。  
 2 中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科の指導法」について8単位修得する必要がある。  
 3 高等学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科の指導法」について4単位修得する必要がある。  
 4 養護教諭一種免許状については、「教科及び教科の指導法」を「養護」と読み替える。  
 5 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、「特別支援教育に関する科目」を26単位以上修得することで、2つ以上の特別支援教育領域の免許状が取得可能である。また、38単位以上修得することで5つの特別支援教育領域の免許状が取得可能である。(特別支援教育領域とは、視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者の5つの領域である。)

● 教職科目の履修方法

中学校教諭一種、高等学校教諭一種、養護教諭一種の履修方法

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する6区分の科目ごとに定められた単位数を修得しなければなりません。これについて、本学で定める授業科目及び単位数については下表のとおりです。

中学校教諭一種・高等学校教諭一種

区分	免許法に規定する科目			本学における開設授業科目				
	各科目に含めることが必要な事項	単位数		授業科目	開設単位数	必修単位数		標準履修年次
		中学校	高等学校			中学校	高等学校	
教科及び教科の指導演法に関する科目	・教科に関する専門的事項	20	20	各「教科に関する専門的事項」に対応する科目		20	20	1～4年次
	・各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	4	各「教科の指導演法」に対応する科目		8	4	2・3年次
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	現代教育と教育理念 教育史概論	1 1	2	2	1年次
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論Ⅰ 教職論Ⅱ	1 1	2	2	1年次
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	1 1 1	2	2	1年次
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			こころの発達 学習の心理	1 1	2	2	1年次
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	1	1	1	3年次
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程編成論	1	1	1	3年次
	・道徳の理論及び指導演法			道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	1 1	2		2年次
道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習の時間の指導演法	10	8	総合的な学習の時間の指導演法Ⅰ 総合的な学習の時間の指導演法Ⅱ	1 1	2	2	2年次
	・特別活動の指導演法			特別活動の理論と実践	1	1	1	2年次
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			教育の方法と技術	1	1	1	3年次
	・生徒指導の理論及び方法			生徒指導	1	1	1	3年次
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談の基礎 教育相談の実践	1 1	2	2	3年次
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			進路指導・キャリア教育	1	1	1	3年次
	教育実践に関する科目			・教育実習	5	3 (注2)	教育実習	5
・教職実践演習		2	2	教職実践演習（中・高）	2	2	2	4年次
大学が独自に設定する科目		4	12	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		4	12 (注3)	
合計		59	59 (注4)			59	61	

- (注) 1. 3科目の中から、2科目選択必修とする。  
 2. 高等学校教諭普通免許状取得に必要な「教育実習」の修得単位数は、本学では5単位とする。  
 3. 高等学校教諭普通免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」の修得単位には、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における最低修得単位数を超えて修得した単位（一部を除く）を含むことができる（詳細については、「大学が独自に設定する科目」に対応する科目を参照のこと）。  
 4. 高等学校普通免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では61単位とする。

養護教諭一種

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目			
	各科目に含めることが必要な事項	単位数 養護 教諭	授業科目	開設 単位 数	必修 単位 数 養護 教諭	標準 履修 年次
養護に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）</li> <li>・学校保健</li> <li>・養護概説</li> <li>・健康相談活動の理論及び方法</li> <li>・栄養学（食品学を含む。）</li> <li>・解剖学及び生理学</li> <li>・「微生物学、免疫学、薬理概論」</li> <li>・精神保健</li> <li>・看護学（臨床実習及び救急措置を含む。）</li> </ul>	28	「養護に関する科目」に対応する科目		28	1～4年次
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 (注2)	現代教育と教育理念 教育史概論	1 1	2	1年次
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論Ⅰ 教職論Ⅱ	1 1	2	1年次
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	1 1 1	2	1年次
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	2年次
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	1	3年次
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程編成論	1	1	3年次
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6 (注3)	道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	1 1	2	2年次
			総合的な学習の時間の指導法Ⅰ 総合的な学習の時間の指導法Ⅱ	1 1	2	2年次
			特別活動の理論と実践	1	1	2年次
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育の方法と技術	1	1	3年次
	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導	1	1	3年次
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	1	1	3年次
教育実践に関する科目	・養護実習	5	養護実習	5	5	4年次
	・教職実践演習	2	教職実践演習（養護教諭）	2	2	4年次
大学が独自に設定する科目		7	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		7 (注4)	1～4年次
合計		56 (注5)			60	



- (注) 1. 3科目の中から、2科目選択必修とする。  
 2. 養護教諭一種免許状に係る『教育の基礎的理解に関する科目』の修得単位数は、本学では10単位とする。  
 3. 養護教諭一種免許状に係る『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』の修得単位数は、本学では8単位とする。  
 4. 養護教諭一種免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」の修得単位には、「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における最低修得単位を超えて修得した単位（一部を除く）を含むことができる（詳細については、「大学が独自に設定する科目」に対応する科目を参照のこと）。  
 5. 養護教諭一種免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では60単位とする。

□ 各教科の指導法の履修方法（中学校教諭，高等学校教諭）

- (1) 教科の指導法（中学校8単位，高等学校4単位）は、取得を希望する免許状教科の指導法を履修すること。  
 （2教科の免許を取得しようとする者は、当該教科の指導法に関する科目を2科目（中学校16単位，高等学校8単位）履修すること。）  
 (2) 社会，地理歴史，公民の免許を取得しようとする場合，当該教科の指導法以外に修得した指導法（社会，地理歴史，公民の指導法に限る）の単位は，「大学が独自に設定する科目」の単位として数えることができる。  
 (3) 保健体育科の指導法の（\*1）印の科目は，中学校教諭普通免許状に係る「教科の指導法」として必修とする科目であり，高等学校教諭普通免許状に係る「大学が独自に設定する科目（保健体育科）」として必修としている科目である。  
 (4) 保健体育科の指導法の（\*2）印科目「体育授業理論・実習Ⅲ」は，「体育授業理論・実習Ⅰ」を習得後に，「体育授業理論・実習Ⅱ」を履修している者が，同時に履修することができる。  
 (5) 教科・科目によっては，年度によって履修年次が変更になる場合があるので，都度掲示等により確認すること。

「教科の指導法」一覧

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				標準履修年次
	免許教科	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	授業科目名	開設単位数	必要単位数		
					中学校	高等学校	
選択必修科目	国語	国語科の指導法	国語科教育概論Ⅰ	1	1	1	3
			国語科教育概論Ⅱ	1	1	1	3
			国語科教育演習Ⅰ	2	2	2	3
			国語科教育演習Ⅱ	2	2		3
			国語科指導法	2	2	3	
	社会	社会科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法Ⅰ	1	1		2～3
			中等社会・地理歴史科教育法Ⅱ	2	2		2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅰ	1	1		2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅱ	2	2		2～3
			社会科地理歴史指導法	1	1		2～3
			社会科公民指導法	1	1		2～3
	地理歴史	地理歴史科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法Ⅰ	1		1	2～3
			中等社会・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2	2～3
			地理歴史科指導法	1		1	2～3
	公民	公民科の指導法	中等社会・公民科教育法Ⅰ	1		1	2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅱ	2		2	2～3
			公民科指導法	1		1	2～3
	数学	数学科の指導法	数学科教育概論Ⅰ	1	1	1	3
			数学科教育概論Ⅱ	2	2	2	3

数 学	数学科の指導法	数学科指導法	1	1	1	3	
		数学教育内容論	1	1		3	
		数学授業研究	1	1		3	
		数学教材論	2	2		3	
理 科	理科の指導法	理科教育概論ⅠA・ⅠB	2	2	2	2～3	
		理科教育概論ⅡA・ⅡB	2			2～3	
		中等理科教育論Ⅰ	2	2	2	2～3	
		中等理科教育論Ⅱ	2			2～3	
		中学校理科教育論	1	1		3	
		中学校理科教育実践論Ⅰ	1	1		3	
		中学校理科教育実践論Ⅱ	1			3	
美 術	美術科の指導法	美術科教育法概論Ⅰ	1	1	1	2～3	
		美術科教育法概論Ⅱ	1	1	1	2～3	
		美術科指導法Ⅰ	1	1	2	2～3	
		美術科指導法Ⅱ	1	1		2～3	
		美術科指導法演習Ⅰ	1	1		2～3	
		美術科指導法演習Ⅱ	1	1		2～3	
		造形教育論Ⅰ	1	1		2～3	
		造形教育論Ⅱ	1	1		2～3	
工 芸	工芸科の指導法	工芸科教育法概論Ⅰ	1			1	2～3
		工芸科教育法概論Ⅱ	1			1	2～3
		工芸科指導法	1		1	2～3	
		工芸科指導法演習	1		1	2～3	
書 道	書道科の指導法	書道科教育法Ⅰ	1.5		1.5	3	
		書道科教育法Ⅱ	1.5		1.5	3	
		書道科教育法特講	1		1	3	
保 健 体 育	保健体育科の指導法	保健体育科教育法概論Ⅰ	1	1	1	2	
		保健体育科教育法概論Ⅱ	1	1	1	2	
		保健体育科教育法概論Ⅲ	1	1	1	3	
		保健体育科(体力づくり運動)指導法	1	1	1	1	
		体育授業理論・実習Ⅰ(*1)	1	1		3	
		体育授業理論・実習Ⅱ	1	3		3	
		体育授業理論・実習Ⅲ(*2)	1			3	
		保健授業理論・実習	1			3	
		体育理論の授業づくり	1			3	
		アダプテッド体育授業理論・実習	1			3	
技 術	技術科の指導法	技術科教育法概論	2	2		3	
		技術科指導法Ⅰ	3	3		3	
		技術科指導法Ⅱ	3	3		3	
情 報	情報科の指導法	情報科指導法Ⅰ	2		2	3	
		情報科指導法Ⅱ	2		2	3	
農 業	農業科の指導法	農業科教育法概論	2		2	3	

農	業	農業科の指導法	農業科指導法	2		2	3
工	業	工業科の指導法	工業科指導法	4		4	3
福	祉	福祉科の指導法	福祉科指導法Ⅰ	3		3	3
			福祉科指導法Ⅱ	1		1	3
英	語	英語科の指導法	英語科教育基礎論 a	1	1		2
			英語科教育基礎論 b	1	1		2
			英語科教育概説 a	1	1		3
			英語科教育概説 b	1	1		3
			中等英語科教育法Ⅰ a	1	1	1	2
			中等英語科教育法Ⅰ b	1	1	1	2
			中等英語科教育法Ⅱ a	1	1	1	3
			中等英語科教育法Ⅱ b	1	1	1	3

#### □ 各教科の「教科に関する専門的事項」の履修方法

「教科及び教科の指導法に関する科目」の「教科に関する専門的事項」とは、免許状の教科に関連した科目をいいます。それぞれの履修科目は、取得しようとする教科により異なります。履修方法は、「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目一覧」(P.45～)を参照してください。

中学校教諭一種又は高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、当該教科の免許法に規定する「教科に関する専門的事項」に対応する科目を20単位以上修得しなければなりません。

養護教諭一種免許状を取得しようとする者も同様に、「養護に関する科目」を28単位以上修得しなければなりません。

#### □ 「教科に関する専門的事項」、「養護に関する科目」履修上の注意事項

1. 各教科内で中学校と高等学校の「教科に関する専門的事項」が同一の場合は併用できる。
2. 基礎科目(共通科目)の第1外国語、関連科目の第2外国語は、英語等の「教科に関する専門的事項」とすることはできない。
3. すべての教科において、卒業論文、卒業研究、同演習は、「教科に関する専門的事項」とすることはできない。
4. 同名の科目は、同一免許教科において2以上の科目に数えることはできない。
5. 次年度以降の「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目」および「養護に関する科目に対応する開設授業科目」については、履修する年度ごとに『教職シラバス』を確認すること。
6. 所属学群・学類で取得できる免許状の教科に関する科目は、当該学群・学類の「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目一覧」から履修することを原則とする。

なお、所属学群・学類で取得できない免許状の種類・教科(養護教諭を除く)の取得を希望する者は、できるだけ当該免許状が取得できる学群・学類の1つから履修すること。

□ 「大学が独自に設定する科目」について（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「大学が独自に設定する科目」（中学校4単位、高等学校12単位）を修得しなければなりません。

この科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で修得した単位のうち、それぞれの科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数、又は本学で「大学が独自に設定する科目」として指定した授業科目の履修により、中学校教諭普通免許状取得の場合は4単位、高等学校教諭普通免許状取得の場合は12単位修得する必要があります。

「大学が独自に設定する科目」に対応する科目及び最低修得単位数（中学校教諭一種・高等学校教諭一種）

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に開設する科目」	中学校 4 高等学校 12	〔教職科目〕 介護等体験の意義	中学校 4 高等学校 12	共通使用可 （※印の科目を除く）
		〔教育学類の専門科目〕 環境教育論，生涯学習論， ※社会認識教育論（社会，公民）， ※児童文学論（国語）， ※科学教育論（理科）		
		〔障害科学類の専門科目〕 学習障害概論		
		〔体育専門学群の専門科目〕 ※保健体育教師論（保健体育） ※スポーツ教育論（保健体育） ※体育のマネジメント（保健体育） ※学校球技指導論（保健体育） ※学校武道指導論（保健体育） ※体育指導のバイオメカニクス（保健体育） ※保健科内容論（保健体育） ※アダプテッド・スポーツ教育（保健体育） ※指導者のためのスポーツ生化学（保健体育） ※保健体育科教員養成演習（保健体育） ※運動部活動の指導と経営（保健体育） ※体育授業観察・分析法演習（保健体育）		
		〔知識情報・図書館学類の専門科目〕 学校図書館論， 学校図書館メディアの構成， 学習指導と学校図書館， 読書と豊かな人間性， 情報メディアの活用		
		最低修得単位を超えて履修した「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」		
		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」		共通使用不可

（注） ※印の科目は、（ ）の教科の免許状を取得する場合にのみ適用する。

「大学が独自に設定する科目」に対応する科目及び最低修得単位数（養護教諭一種）

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に設定する科目」	7	〔看護学類の専門科目〕 子どもの健康と障害, 看護生命倫理, 発達看護学概論, 発達看護方法論, コミュニティ・エンパワメント論, 障害理解, 家族病理とメンタルヘルス	7	/
		最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」		

□ その他の科目（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」〔8単位〕を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

「その他の科目」及び最低修得単位数

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設学類等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
		社会学類 国際総合学類	憲法 I	
体育	2	基礎科目（体育）	体 育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・朝鮮語・アラビア語）	2
情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報リテラシー（講義） 情報リテラシー（演習） データサイエンス	2
		情報メディア創成学類	コンピュータリテラシ コンピュータリテラシ実習	
計	8			8

- (注) 1. 憲法 I を「日本国憲法」(2単位)として数えた場合、『教科に関する専門的事項』(社会等)に併用することはできない。  
2. 体育専門学群の学生については、体育専門学群開設「実技理論・実習」を「体育」(2単位)として履修すること。ただし、保健体育の『教科に関する専門的事項』に併用することはできない。

小学校教諭一種免許状（人間学群教育学類）の履修方法

小学校教諭一種免許状の取得に必要な本学で定める授業科目及び単位数は下表のとおりです。なお、これらの科目に加え、教育学類が1年次の学生を対象に行うガイダンスを必ず受ける必要があります。ガイダンスの時期、方法などについては、教育学類が別途掲示します。

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目			
	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目名	開設単位数 (必修単位数)	標準修年次	
必修科目	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	別表「教科及び教科の指導法に関する科目」を参照	10		
		・各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		20		
	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育基礎論	2	1年次
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2	1年次
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		学校の経営・制度・社会	2	1年次
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	1	1年次
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		初等特別支援教育	1	3年次
		・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	2年次
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	初等道徳教育論	2	2年次
		・総合的な学習の時間の指導法		初等総合的な学習の時間の指導法	1	3年次
・特別活動の指導法		初等特別活動論		1	3年次	
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		学習指導論		2	2年次	
・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論		2	3年次	
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談論		2	3年次	
教育実践に関する科目	・教育実習	7	教育実習(小)	5	3年次	
	・教職実践演習		教職実践演習(小)	2	4年次	
	大学が独自に設定する科目	2	別表「大学が独自に設定する科目」を参照	2		
	合計	59		59		

□ 教科及び教科の指導法に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開設単位数 (必修単位数)
・教科に関する専門的事項	30	初等国語 (人間学群教育学類開設)	1
		初等社会 (同)	1
		初等算数 (同)	1
		初等理科 (同)	1
		初等生活 (同)	1
		初等音楽 (同)	1
		初等図画工作 (同)	1
		初等家庭 (同)	1
		初等体育 (同)	1
		初等外国語 (同)	1
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	30	初等教科教育法 (国語)	2
		初等教科教育法 (社会)	2
		初等教科教育法 (算数)	2
		初等教科教育法 (理科)	2
		初等教科教育法 (生活)	2
		初等教科教育法 (音楽)	2
		初等教科教育法 (図画工作)	2
		初等教科教育法 (家庭)	2
		初等教科教育法 (体育)	2
		初等教科教育法 (外国語)	2
合計			30

□ 大学が独自に設定する科目

免許法に規定する科目	最低修得単位数	本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開設単位数
大学が独自に設定する科目	2	児童文学論 (人間学群教育学類開設)	2
		数学教育論 (同)	2
		科学教育論 (同)	2
		教育臨床学 (同)	2
		カリキュラム開発演習 (同)	2
		環境教育論 (同)	2

□ 履修方法

1. 「教育実践に関する科目」の「教育実習」は、下記に示す要件を満たした上で履修するものとする。
- ① 卒業後に教職に就くことを強く希望していること。
  - ② 前年度（2月）に「小学校教育実習希望書」、教育実習参加年度（4月）に「小学校教育実習申込書」を提出していること。
  - ③ 原則として、教育実習参加年度までに本学学群の3年次以上であること。
  - ④ 原則として、教育実習開始時まで、「初等特別支援教育」「初等総合的な学習の時間の指導法」「初等特別活動論」「生徒・進路指導論」「教育相談論」を除く、他の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のすべてを修得済み又は履修中であること。
  - ⑤ 「教科及び教科の指導法に関する専門的事項」「大学が独自に設定する科目」「その他の科目」の単位を十分に修得していること。

□ その他の科目（小学校教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

「その他の科目」及び最低修得単位数

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設区分等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
体育	2	基礎科目（体育）	体 育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・朝鮮語・アラビア語）	2
情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報（講義・実習）	2
計	8			8